

宝塚市移住支援金交付要綱

(趣旨等)

第1条 この要綱は、宝塚市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため兵庫県と協働して実施する移住支援事業について、宝塚市内に移住した者に交付する宝塚市移住支援金に関し必要な事項を定めるものとする。

2 宝塚市移住支援金の交付は、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 宝塚市移住支援金の金額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 2人以上の世帯員が属する世帯 100万円

(2) 単身の世帯 60万円

2 前項第1号に規定する世帯が転入日時時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、同号に定める金額に18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(交付対象者)

第3条 宝塚市移住支援金の交付の対象となる者は、第1号に掲げる要件に該当する者のうち、第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、当該者が前条第1項第1号に定める金額の交付を受けようとする場合にあっては、当該者の属する世帯が第6号に定める要件を満たしていなければならない。

(1) 移住等に関する要件

次のアからウまでの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下「東京圏」という。）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第

72号)、半島振興法(昭和60年法律第64号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く)及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(ウ) (ア)及び(イ)の対象期間を算定する場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間を含めて本事業の移住元としての対象期間とすることができる。この場合において、対象期間として算入できる期間は、修業年限(高等専門学校の場合にあっては、2年)を上限とする。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和6年(2024年)4月1日以後に宝塚市に転入したこと。

(イ) 宝塚市移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 宝塚市移住支援金の申請日から5年以上継続して宝塚市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、兵庫県及び宝塚市

が認める場合を除く。

(エ) その他兵庫県知事又は市長が宝塚市移住支援金の対象者として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次のいずれかに該当すること。

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。

(イ) 兵庫県が県実施要領に基づきマッチングサイトに掲載している移住支援金対象法人の求人に応募し、就業していること。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

(エ) (イ)に規定する求人が掲載された日以後に応募していること。

(オ) 当該就業先に宝塚市移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

(ウ) 当該就業先に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職することが前提でないこと。

(3) テレワーカーに関する要件

次のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

兵庫県が県実施要領に基づき実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 本事業における関係人口に関する要件

宝塚市内の地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、次に掲げるアのいずれかに該当し、かつイのいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

(ア)西谷地区まちづくり協議会に対して移住希望の登録を行い移住した者。

(イ)宝塚市北部地域の自治会に加入する者。

イ 地域の担い手確保の要件

(ア)農林水産業に就業する者。

(イ)地域の行事やイベントに継続的に参加する意向がある者。

(6) 世帯に関する要件（世帯で移住する場合のみ）

ア 移住元と宝塚市移住支援金の交付の申請時において同一世帯に継続して属しており、かつ、第1号イ(ア)及び(イ)に定める要件を満たす世帯員が少なくとも1人以上いること。

イ 世帯員のいずれもが第1号ウ(ア)に定める要件を満たしていること。

(交付の申請)

第4条 宝塚市移住支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）

は、宝塚市移住支援金交付申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類

(2) 住民票除票又は戸籍附票の写し

- (3) 就業証明書その他の移住元及び移住先での就業状況を証する書類
- (4) 雇用保険被保険者証、開業届出済証明書、登記事項証明書その他の移住元において雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたことを証する書類
- (5) 前条第2号から第5号までのいずれかに該当することを証する書類
- (6) 前条第6号に該当することを証する書類（世帯で移住する場合のみ）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 各年度の申請の受付期間は、4月1日から2月末日までとする。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、宝塚市移住支援金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により宝塚市移住支援金の交付を決定したときは交付決定通知書により、交付しないことを決定したときはその旨を記載した不交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。

3 市長は、宝塚市移住支援金の交付を決定する場合において、宝塚市移住支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（宝塚市移住支援金の支払）

第6条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者からの請求書に基づき宝塚市移住支援金を支払う。

（返還請求）

第7条 市長は、宝塚市移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる場合に該当したときは、当該各号に定める割合の宝塚市移住支援金の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして兵庫県知事及び市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
- (2) 宝塚市移住支援金の申請日から3年未満に、宝塚市から転出した場合 全額
- (3) 宝塚市移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合 全額
- (4) 県実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合 全額
- (5) 宝塚市移住支援金の申請日から3年以上5年以内に宝塚市から転出した場合 半

額

- 2 前項第2号又は第5号に該当する場合において、県実施要領に規定する移住支援事業を実施する兵庫県内の他の市町（当該市町において移住支援事業の対象となる地域を特に定めている場合にあつては、当該地域に限る。）に転出したときは、返還すべき額の4分の3に相当する金額について返還を求めないものとする。

（様式）

第8条 この要綱に規定する宝塚市移住支援金交付申請書等の様式は、別に市長が定める。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、宝塚市移住支援金の交付に必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに宝塚市移住支援金の交付を決定した事案については、同日後もなおその効力を有する。